

令和五年三月三十一日付け広島県報（号外）第十七号に登載の広島県選挙管理委員会告示第三十号（選挙権を有する者の総数の三分の一の数）の一部を次のように訂正する。

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

ページ	行	正	誤
二	三分の一の数欄の一五	12,910	12,911